

一般社団法人 日本標識工業会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本標識工業会（英文名 Nippon Signs Association。略称「NSA」）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議を得て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
- 3 従たる事務所に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(目的)

第3条 当法人は、あらゆる標識及び表示類の標準化の推進と普及を図り、国際機関と連携しつつ経済活動の活性化と国民生活上の安全に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 国内規格の策定及び普及の促進
- (2) 国際規格策定への参加
- (3) 標識及び表示類の品質向上の研究
- (4) 規格適合品の自主管理の実施
- (5) 環境に適した素材の開発及び廃棄処理の研究
- (6) 関係官庁及び関係団体との連絡協力事項
- (7) 研究会、講演会、懇談会、展示会等の開催
- (8) 書籍、機関誌、パンフレット、参考資料等の刊行
- (9) 各種監修業務
- (10) 社員、会員相互の親睦
- (11) その他当法人の目的達成に必要な事項

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載してする。

第2章 社員及び会員

(種別)

第5条 当法人の会員は次の各号に掲げる3種とし、全ての会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正 会 員：標識及び表示類の製造及び標識に用いる素材の製造を業としている者で、理事会にて承認を受けた個人又は団体。
- (2) 賛助(A)会員：標識及び表示類の販売、施工その他、それに関連する事業を行い、複数の営業所を保有する者で、理事会にて承認を受けた個人又は団体。
- (3) 賛助(B)会員：標識及び表示類の販売、施工その他、それに関連する事業を行う者で、理事会の承認を受けた賛助(A)会員以外の個人又は団体。

(入社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

- 2 法人社員にあっては、法人の代表者として当法人に対してその権利を行使する1名の者（以下「代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が当法人を退社しようとするときは、別に定める退社届を会長に提出しなければならない。

- 2 社員が次の各号の一に該当するときは、退社したものとみなす。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (3) 会費の滞納が長期に及び、かつ第2回目の催告後1ヶ月以内に滞納金の全額を納入しないとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総社員の半数以上であって総社員の議決権の4分の3以上の議決を得てその社員を除名することができる。

- 2 前項の規定により社員を除名する場合は、当該社員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う社員総会において、当該社員に弁明の機会を与えなければならない。

(社員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所、又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上又は理事2名の連名をもって、目的である事項を示して請求があったとき。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。

- 2 社員総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及び内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(書面決議等)

第18条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(役員の設定等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

- 2 理事のうち、3名以内を代表理事とする。
- 3 代表理事のうち1名を会長とし、理事のうち2名を副会長、1名を常務理事とすることができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 会長は、理事会の決議によって代表理事の中から定める。
- 4 副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第22条 理事は理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2 会長は、業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌握し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して業務を処理する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(顧問及び参与)

第27条 当法人に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は当法人に功労のあった者の内から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、当法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 参与は、当法人の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 5 顧問及び参与等に対して、理事会の承認を経て手当て又は謝礼を支払うことができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。ただし、議事が緊急を要する場合において、各理事が一般法人法第93条及び第94条によりあらかじめ理事会において定めた方法により招集する時はこの限りでない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長（会長に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に社員総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に社員総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決を経た上、当該事業年度の開始の前日から75日以内に社員総会の議決を得なければならない。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、社員総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

(事業報告及び収支決算)

第38条 当法人は、毎事業年度終了後、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（以下、「計算書類等」とする）を会長が遅滞なく作成し、監事の監査及び理事会の承認を経て、定時社員総会に報告し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の計算書類等は定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(収支差額の処分)

第39条 当法人の収支決算に差額が生じたときは、社員総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとし、剰余金の配当はしないものとする。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の4分の3以上の多数を得なければ変更することができない。

(解散の事由)

第41条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の決議
 - (2) 社員が欠けたこと
 - (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
 - (4) 破産手続開始の決定
 - (5) 裁判所の解散命令
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の4分の3以上の多数を得なければならない。

(残余財産の処分)

第42条 当法人が解散の際に有する残余財産は、社員総会において社員総数の4分の3以上の議決を得て、当法人と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄付するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第43条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 当法人に事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年12月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第46条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- | | | | |
|-------|---|----|------|
| 設立時社員 | 1 | 氏名 | 黒田宏 |
| | 2 | 氏名 | 星野照生 |
| | 3 | 氏名 | 吉見正彦 |

(設立時役員)

第47条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代代表理事は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|------|
| 設立時理事 | 黒田宏 |
| 設立時理事 | 星野照生 |
| 設立時理事 | 吉見正彦 |
| 設立時理事 | 神事潤三 |
| 設立時理事 | 根本郁芳 |
| 設立時理事 | 川井高 |
| 設立時理事 | 平栗哲夫 |
| 設立時理事 | 越智桂 |
| 設立時理事 | 中野豊 |
| 設立時代代表理事 | 黒田宏 |
| (会長) | |
| 設立時代代表理事 | 星野照生 |
| (副会長) | |
| 設立時代代表理事 | 吉見正彦 |
| (副会長) | |
| 設立時監事 | 徳田善弘 |
| 設立時監事 | 内藤昭資 |

(実施細則)

第48条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(定款に定めのない事項)

第49条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本標識工業会を設立のため、設立時社員黒田宏外2名の定款作成代理人であるベストファーム東京司法書士法人(社員 福本匡洋)は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成22年3月23日

設立時社員 黒田宏
設立時社員 星野照生
設立時社員 吉見正彦

上記設立時社員3名の定款作成代理人

東京都豊島区東池袋一丁目25番17号ウエストビル1階
ベストファーム東京司法書士法人
社員 福本匡洋